

平成30年度主任介護支援専門員更新研修受講要件に関する考え方

(H29年7月)

主任介護支援専門員更新研修の受講を検討されている方は、「平成30年度群馬県主任介護支援専門員更新研修受講要件」と併せてご一読いただき、受講に向けた準備にお役立てください。

受講要件には、主任介護支援専門員として果たしていただきたい役割や期待されている役割を**実践していること**を盛り込んでいます。

主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たすために、単年度のみ指導者となったり、単年度のみ研修を受講したりすることは、主任介護支援専門員の役割を充分果たしているとは言えないと考えています。皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

1 指導者としての役割

1 受講対象者(3)

提出課題は、「介護支援専門員に対する指導事例」としています。

「一人ケアマネ事業所」等により指導対象となる介護支援専門員がいない場合を除いて、必ず「指導事例」を提出していただきます。

「指導事例」が提出できない場合は受講できません。

2 受講対象者(5)①

「法定研修での講師・ファシリテーターの経験が計2年度以上かつ5回以上ある者」については、継続的に法定研修指導者の役割を果たしている事を前提としています。

例えば、毎年1回指導者として継続的に法定研修に関わることにより、5年間で5回の要件を満たすことができると考えます。

3 受講対象者(5)⑤イ

「介護支援専門員実務研修の実習指導(1対1)を計2年度以上にわたり受講者5人以上に行った経験がある者」については、継続的に実習指導者としての役割を果たしている事を前提としています。

例えば、毎年実習生1人を継続的に受入れて指導することにより、5年間で5人の指導を行う事ができ、要件を満たすことができると考えます。

2 主任介護支援専門員に必要なスキルアップに自ら取り組む

1 受講対象者(5)②

「地域包括支援センターや職能団体等が開催する、法定外の研修等に年4回以上参加した者」については、「法定外研修を実施している団体等」と「研修内容」について要件を提示しています。

さまざまな法定外研修が開催されていますが、その中から、主任介護支援専門員の役割を果たすために必要なスキルが学べる内容(注)の研修を受講していただき、学んだ事を実践に活かしていただくことが重要です。研修に参加して、話を聞いただけで終わりでは、知識は増えたかもしれませんが実践が伴っていません。

そこで、別紙「主任介護支援専門員更新研修 法定外研修受講記録簿」を活用していただき、研修受講後、「研修内容を業務に活かしている事」や「今後主任として取り組みたい事」などを明記していただくことにより、主任更新研修の受講要件を満たす研修を受講している事を確認させていただきます。

(注)

イ 介護支援専門員に対して助言指導を行うために必要なスキルを身につけるための内容

補足：ご自分が他の介護支援専門員に指導助言（スーパーバイズ）を行うために必要な方法や技術等を習得するための研修内容であること。

ロ 医療介護連携や多職種協働など地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりのための内容

補足：ご自分が地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりを実践するために必要な方法や技術等を習得するための研修内容であること。

(補足1) 対象とならないもの

- 1 「疾病等の理解」や「制度等の理解」のみを目的としたもの
- 2 個別事例への対応を協議する検討会(個別事例毎に開催される地域ケア会議含む)
- 3 一法人が主催するもの(社内研修等)
- 4 業務に従事するにあたり出席が義務付けられているもの
(認定調査員研修、県や市町村が実施する集団指導、制度改正の説明会等)

(補足2) 「地域ケア会議」の考え方

地域ケア会議は、次の3つの規模で開催されています。

- ①個別事例ごとに開催：個別事例の課題を解決する。
- ②日常生活圏域ごとに開催：圏域内の課題を整理し、対策を協議する。
- ③市町村・地域全体で開催：市町村レベルの対策を協議する。

このうち①は対象となりません。②と③は対象になります。